

特別支援学級について

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び支援を行う



特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する
全ての園・学校において実施されるもの

学びの変更に係る「段階的な検討プロセス」について

令和6年度から手引を作成して対応している

※未就学の子に対しても手引きになるように作成されている

多様な学びの場

障害の程度によって学びの場が異なる

視覚障害…特設支援学校、特別支援学級、通級による指導

聴覚障害…特別支援学校、特別支援学級、通級による指導

知的障害…特別支援学校、特別支援学級

肢体不自由…特別支援学校、特別支援学級、通級による指導

病弱・身体虚弱…特別支援学校、特別支援学級、通級による指導

言語障害…特別支援学級、通級による指導

自閉症・情緒障害…特別支援学級、通級による指導

学習障害（LD）…通級による指導

注意欠陥多動性障害（ADHD）…通級による指導

特別支援学級の対象

○「自閉・情緒」に関する学級…意思疎通や対人関係、行動面で特別な指導や配慮が必要。中心的な指導は自立活動の指導。

○「知的」に関する学級…生活に結び付いた具体的な活動を中心に学習。生活単元学習や作業学習、自立活動等

★適切な学びの場はどんなところを学ばなければいけないかを考えることが大切。

本人の教育的ニーズで考える。課題解決の為の選択。

★通級指導教室は通級による学習ができ、1部支援、指導が必要な幼児児童生徒が在籍

し、特別支援学級在籍の子どもは通うことはできない。利用する場合は、霧島市教育支援委員会の審議が必要。

就学相談・教育相談の充実のために

傾聴…孫壇者の語ることをじっくり聞く態度

共感…相談者が感じているようにともに感じている態度

受容…これまでの頑張りを肯定的に認める態度

保護者の思いを尊重するからこそ、保護者自身が、多様な学びの場を理解し、子どもにとって適切な学びの場を選択できるようにする必要がある



就学先の学校を参観する

子どもの状況をしっかり把握する

子どもの将来の生活から考える

★就学相談会の資料を作成する際に保護者との教育相談を行うことが必須。

就学に関する年間スケジュール

○子どもにとっては今後の人生を左右する就学先決定。

○子どもに関係する全ての人があることを十分に理解し、保護者への説明と合意形成、総合的な判断を行う必要がある。

就学相談会

○相談内容…子どもに合った学びの場について、子どもの発達や行動などで心配なこと、入学後配慮してほしいこと 等

○保護者や園の先生方が特別支援学級への入級が望ましいのではないかと考えている場合は、発達検査の結果を参考にする。丁寧な教育相談を行い、相談機関を紹介。発達検査未実施の場合は「遠域寺式・乳幼児分析的発達検査」を園で行う。

○特別支援学校に就学を希望している場合は「夏の就学相談会」を受けることを勧める。

★就学時健康診断は全員対象

★途切れることのない支援のために移行支援シートを活用。

★特別支援教育は連携が大事。チームで対応していく。

巡回支援について

○専門員が直接訪問し、保育、こどもへ対応。早期支援を行う。

療育施設を利用しているお子さんは対象外。

できること…①支援者支援、施設へのコンサルテーション（具体的な関わり、客観的なアセスメント方法）②保護者支援（面談、相談、学習会）③機関連携（ライフステージを通した切れ目のないつなぎ支援）

★保護者の同意をもらい、申し込み、日程調整を行い申請書を提出。